

受託試験手数料のお支払いについて

～和歌山県工業センターの受託試験手数料は県証紙でのお支払い（納付）となります～

県証紙の購入方法

- ・工業技術センター窓口（開所日の9:00～16:00）の他、売りさばき所等で購入できます。
- ・遠方等の理由により窓口で購入できない方に限り、「わかやま産業振興財団」への振込による購入が可能です。振込後の県証紙のやり取りは、わかやま産業振興財団と工業技術センターで行います。
- ※他の販売窓口では振込での購入はできません。また、わかやま産業振興財団で取扱うのは工業技術センターの受託試験手数料のみです。

手数料受領・税務上の取扱い等について

重 要

- ・県証紙の購入、県証紙による手数料の支払いについては、県条例により領収証は発行いたしません。
- ・センター窓口で県証紙を購入の際は、工業技術センター名で「売渡証」を発行します。
- ・財団へ振込の際は「売渡証」は発行されません。申請者から申し出があった場合のみ、わかやま産業振興財団名で「県証紙代金入金証明書」を発行します。
- ・「売渡証」「県証紙代金入金証明書」とともに県証紙を購入した証明であり、受託試験手数料の支払いが完了したことを証するものではありません。
- ・県証紙購入は非課税取引ですが、県証紙による手数料の支払いは課税取引です。
- ・**受託試験手数料に係る適格請求書に代わるものとして「試験分析等承諾書」を発行しております。**
- ・申請前にお渡しする「試験分析等積算書」は、手数料額を伝える書類（見積書と同義）となります。

基本的な手数料納付の流れ

※実際の流れは下記フロー図参照

- 1) 申請者が県証紙を購入（購入場所：県の売りさばき機関、指定された売りさばき所 県HPに一覧掲載）
- 2) 申請書に県証紙を貼付して工業技術センターに提出
- 3) 工業技術センターが申請書に貼付された県証紙に消印して受領（消印することで納付となります。）

※県証紙を購入しただけでは受託試験手数料を納付したことはありません。

《来所にて受託試験を申し込み、センター窓口で支払う場合》



来所にて受託試験を申し込む場合は、その場で申請書を発行しますので、その日のうちに申請書を持って窓口でお支払いください。窓口にて購入された額の県証紙を申請書に貼付・消印し、承諾書をお渡しします。申請書の日付が支払日となります。

《わかやま産業振興財団への振込で支払う場合》



振込にて受託試験を申し込む場合は、振込額等を財団とセンターで確認したのち、申請書を発行します。支払日は申請書発行日となるため、振込日とは異なります。

お問い合わせ先：和歌山県工業技術センター
TEL073-477-1271 e-mail:wintec-invoice@wakayama-kg.jp

適格請求書発行事業者名：和歌山県 登録番号：T4000020300004